別紙様式第五 根拠法規：外国為替に関する省令

 主務官庁：財　務　省

預金

信託

金銭の貸借

債務の保証

支払手段又は債権の売買

金の地金の売買

その他の売買

契約に基づく債権の発生等に係る取引許可申請書

財務大臣殿

（日本銀行経由） 申請年月日

申請者：

氏名又は名称及び
代表者の氏名

(該当分に○）

 居住者

国　　　　　籍　　　　　　 非居住者

住所又は所在地

 担当者

職業又は業種　　　　　　 電　話

下記のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1. 許可を受ける義務が課された法律上の根拠（該当する条項すべてに○）
 |  | 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第21条第1項 |
|  |  同　　　　　　法　　　　　　　　　第21条第2項 |
|  |  同　　　　　　法　　　　　　　　　第22条第1項 |
| 取引の相手方 | (1)氏名又は名称 |  |
| (2)国　　　　籍 |  居住者　　非居住者　　（該当分に○） |
| (3)住所又は所在地 |  |
| (4)職業又は業種 |  |
| 1. 取引の内容
 |  |
| 1. 金額
 |  |
| 1. 取引の時期
 |  |
| 1. 取引を行おうとする理由
 |  |
| 1. その他の事項
 |  |

上記申請は、

記名押印

|  |  |
| --- | --- |
| 許可年月日 |  |
| 許可番号 |  |
| 許可の有効期間 |  |

（日本産業規格Ａ４）

（裏面）

（記入要領）

1. 本申請書は、行おうとする取引の別に記入すること。この場合において、様式中行おうとする取引以外の取引の字句を消すこと。（なお、同一の取引の相手方との間において、二以上の取引を同時に行おうとする場合には同一の様式により記入して差し支えない。）
2. 「１　許可を受ける義務が課された法律上の根拠」欄には、許可を受ける義務が課された取引の根拠規定として該当する条項に○印を付すこと。

　なお、二以上の規定に基づき許可を受ける義務が課された取引について許可の申請を行う場合には、該当する条項すべてに○印を付すこと。

1. 「２　取引の相手方」欄中「(3)　住所又は所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
2. 「３　取引の内容」欄には、例えば「上記相手方に外貨預金勘定を開設すること」、「上記相手方に本邦通貨を売却しアメリカ合衆国通貨を買い入れること」等、取引の内容を具体的に記入すること。なお、同一の取引の相手方との間において二以上の規定の取引を同時に行おうとする場合には、その旨を明らかにすること。
3. 支払手段又は債権の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引について許可の申請を行う場合には、その売買契約の対価の金額を、また、金の地金の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引について許可の申請を行う場合には、その売買契約の対象となる金の地金の重量を「４　金額」欄に併せて記入すること。なお、外国為替及び外国貿易法第20条の２の規定により資本取引とみなされる電子決済手段等取引についての許可の申請を行う場合には、その取引の対象となる電子決済手段等の数量及び本邦通貨に換算した金額（対価が金銭である場合等その財産的価値が金銭で確定されている場合にはその金銭の額）を同欄に記入すること（例：○○ビットコイン（BTC）、本邦通貨に換算した金額：○○円） 。
4. 「６　取引を行おうとする理由」欄には、その理由を簡潔に記入し、詳細について説明する必要がある場合には、別紙として理由書又は説明書を添付すること。
5. 金銭の貸借契約に基づく債権の発生等に係る取引について許可の申請を行う場合には、当該契約の条件（金利、期間、返済方法）を、また、外国為替及び外国貿易法第22条第1項の規定に基づき許可を受ける義務が課された取引に係る許可の申請を行う場合には、当該取引を指定した通知の番号及び通知年月日を「７　その他の事項」欄に記入すること。
6. 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。
7. 本申請書は、日本語により作成すること。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 為替取引又は電子決済手段等の移転等を行つた年月日 | 金額 | 銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄 |
|  |  |  |

1. 手続概要

「預金・信託・金銭の貸借・債務の保証・支払手段又は債権の売買・金の地金の売買・その他の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引許可申請書」の記入の手引

外為法第21条第1項または第2項の規定に基づき、許可義務が課された資本取引について、財務大臣の許可を取得するための手続です。

現在、許可義務が課されている資本取引については、財務省ホームページ

https://www.mof.go.jp/policy/international\_policy/gaitame\_kawase/gaitame/economic\_sanctions/index.htm (経済制裁措置及び許可手続)をご参照下さい。

1. 提出の時期

当該資本取引を行おうとする日前

1. 提出書類および提出部数

「預金・信託・金銭の貸借・債務の保証・支払手段又は債権の売買・金の地金の売買・その他の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引許可申請書」・・・・３通

※　取引または行為の内容を証明する書類が必要とされる場合には、各通に添付して下さい。また、理由欄において詳細を説明する必要があるときは、理由書または説明書を各通に添付して下さい。

1. 許可内容の変更について

外為法令の規定に基づき許可を受けた資本取引の内容を変更する場合は、「許可内容の変更申請書」（３通）を原許可証を添付して提出して下さい。

**留意事項**

１．記入方法についての問合せは、日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ（TEL03-3277-2107、 Eﾒｰﾙ post.ind6@boj.or.jp）にて承ります。

２．許可申請書には、取引または行為の内容を証明する書類の添付が必要とされる場合があります。

３. 日本語により記入して下さい。取引または行為の内容を証明する書類が日本語以外で記載されている場合には、日本語訳を添付して下さい。

４．許可申請書は、次の宛先までご郵送下さい。

〒103-8660　東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ

５．審査結果については、財務省よりお知らせします。

財務省国際局調査課外国為替室

TEL　03-3581-4111